

六十七年ぶりの卒業証書



二〇〇一年十二月二十五日、金沢大学附属中学校は、浅井あいさん（八十一歳）のために卒業証書授与式を行った。あいさんが、石川県立女子師範学校（現金沢大学附属中学校）を退学して六十七年ぶりのことである。

卒業証書 胸にいだき帰り来ぬ 亡き夫の待つ 山の療園に

一 出生

浅井あいさんは、一九二〇年金沢市で製材所を営む家に七人兄弟姉妹の三女として生まれた。

らいを病む その兄を われを世に秘め
苦しみ過ぎし 母の一生ぞ

退校届け渡し 校門を出でし日も

かく秋の日は 満ちていたりし

母の兄がハンセン病と宣告され、外島保養院に強制収容になつたのは、あいさんのまだ小さいときだった。そしてそのとき、母の実家も保健所の職員の手で厳重に消毒され、祖母はいたたまれず家族をあげて逃げるよう大阪へ転居した。それからの母は、兄の名前はいうまでもなく、実家のあつた町の名や、実家がどのように暮らしていたの

自宅で療養中、秋のある日、小学六年の弟と無邪気な冗談を言つていたのだが、弟がふすまをあけ廊下に立つてあいさんに向かつて「らしい病」と言つた。あいさんははつとして立ちかけたとき、茶の間の戸が開いて母が走つてきて弟を捕らえようとした。弟はびっくりして逃げ回った。十五、六周も走り回ったとき、弟もさすがに疲れ、座り込

かをまつたく口にしなくなつた。

一九二八年（八歳）、あいさんは右手の小指が曲がつているのに気がつく。左手の指で関節を押すと伸びるのだが、手を離すとともに戻ってしまう。手足の異常に気がつくが、痛くもかゆくもなく気にとめなかつた。

あいさんは、

学校では勉強好きで活発な明るい子どもだった。両親や姉たちにかわいがられていた。一九三一年三月尋常小学校を卒業し、教師を夢見て石川県立女子師範学校（現金沢大学附属中学校）に入学。二年生の夏休みの朝、小さなぶつぶつが顔一面にできているのを発見する。一九三四年秋金沢医科大学付属病院皮膚科で「らい」と診断される。十四歳のときだつた。

「なあ、あい、大学の先生が、学校をやめよと言うんだよ。だからお前、明日から学校へ行くのはダメだよ。退学届は明日お父さんが郵送してやるからな。」

「だつてお父さん、教室にはまだノートや画用紙がたくさんあるよ。私それをとつて来なくつちゃ。ねえいいでしょ。退学届もそのとき渡してくれるよ。」

「それじゃあ、そうするか。」

みワーッと泣き出した。母は弟の前に正座し何も言わないで凝視した。

悲しみをおびた眼差しで十五分ほど見つめたかと思うと、はらはらと涙を流れ落とした。そして静かに立ち上ると茶の間に帰つていった。

三 点灸治療、家族との別れ

らいを病みて 十六歳の われ考えて

ついに帰れずなりし わが家

一九三五年（十五歳）、「病気は完全によくなる」といわれ、四月から群馬県草津温泉の湯ノ沢でいさんは点灸治療を受ける。八ヶ月のつらい点灸治療を終えたとき、顔は一面灸のあばたになつていていた。一月金沢へ帰るが、乗車拒否をされないかとおどおどしながら草津駅で待つた。長野駅で待つときも、待合室へは行かずほの暗いプラットホームの長椅子に腰掛けて待つた。焚き火を始めた線路工夫のおじさんに、「姉ちゃん、こつちへおいで」と何度も誘われたが、聞こえないふりをして凍えていた。

金沢に帰ると、母をはじめ家族は温かく迎えてくれた。昼間は外出をしなかつた。半月ほどして、姉が婚家から戻る。下の姉が、仕事をやめさせられ、勤め先から帰つてくるなり、夕食も食べず、奥の部屋で泣いているのを見る。家に居ては家族が不幸になると想い、「私を栗生樂泉園にやつてください」と父に頼むが、「もう一度と家に帰れないなくなる」とさとされる。一九三六年（十六歳）六月、草津湯の沢の旅館で働くことになる。仲居としての日々を三ヶ月送るが、高熱を出し国立ハンセン病療養所栗生樂泉園に収容される。

四 両親との面会・帰郷

一九四〇年（二十歳）、両親が初めて面会に訪れる。それから幾度か来て、一九五七年（三十七歳）が最後になつた。父は八十歳に近く、母も六十九歳だった。「わずか二時間あまりの面会であつたが、ハンセン病は遺伝でも恐ろしい病気でもないことを私の得た限りでの知識を生かして少しでも両親の心を休めてやれなかつたのか。無性に悔しい」と、あいさんは振り返つていて。

その二年後には父が亡くなり、しばらくたつたある日、母から小包をもらいその札状を出す。母から折り返し返事があり、「これからは金沢へは「一度と手紙をくれないよう」」と書いてあつた。あいさんもそれからは母に手紙を書かなくなつた。

効果的な薬が開発され、それを使つてハンセン病が完治し、三十三年ぶりにあいさんが故郷の金沢に帰つたのは、一九七〇年（五十歳）の秋のことだつた。母をはじめ、姉や弟もたいそう喜んで旅館に集まつた。そしていろいろ話をしたが、姉弟たちは誰もが家族に偽つて来ているので、三十分もたつとそれぞれの町に帰つていつた。

その後何度か帰郷したが、姉弟たちの家への訪問は実現していない。

考えてみよう

①母の兄がハンセン病と宣告されてから、母が兄の名前はいうまでもなく、実家のあつた町の名や、実家がどのように暮らしていたのかをまったく口にしなくなつたのはどうしてだと思いますか。

②一九七〇年、あいさんは金沢に帰りましたが、なぜ家に帰れなかつたと思いますか。――の部分を参考に考えましょう。

③六十七年ぶりにあいさんが卒業証書を授与されたことの意味を考えてみましょう。

(資料) ハンセン病について調べてみましょ。

一 医学面

- ・一八七三年ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」の感染によつて、主に体の末梢神経がまひしたり皮膚がただれたような状態になる、感染症の一つです。
- ・ハンセン病の感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。(ハンセン病療養所で働く職員でハンセン病に感染した人は九十年間で一人もいません)
- ・一九四二年に「プロミン」という薬がハンセン病に治療効果があるとわかり、化学療法で確実に治癒するようになりました。
- ・早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。
- ・治療したあとに残る身体の変化は、後遺症にすぎません。
- ・遺伝病ではありません。
- ・ハンセン病の場合、一番大きな要素は免疫といわれています。免疫力が弱い乳幼児期に感染しやすく、感染しても栄養状態がよければ病気になります」とは少ないといわれています。世界のハンセン病患者数はなお数百万人ともいわれていますが、日本での発生患者数は現在年間十人以下です。

二 歴史面

- ・古くは「日本書紀」や「今昔物語集」にも「癪(らい)」の記述があるといわれ、「不治の病」と呼ばれていました。
- ・この病気にかかった人は、仕事ができなくなり、奥座敷や離れ小屋でひとり世の中から隠れて暮らしていました。また、家族への迷惑を心配し、放浪の旅に出る、いわゆる「浮浪者」と呼ばれる人もたくさんいました。
- ・明治になり、諸外国から文明国として患者を放置しているとの非難をあびると、政府は一九〇七年「癪予防」(関スル件)といふ法

律を制定し、「浮浪者」を療養所に入所させ、一般社会から隔離してしまいました。これにより、ハンセン病は伝染力が強いという間違った考えが広まり、偏見を大きくしたといわれています。

- ・一九三一年(昭和六)年には、「癪予防法」を改正成立させ、ハンセン病絶滅という考え方のもと、終生療養所に強制隔離する政策がとられました。収容が目的であつたため、治療はほとんど行われず、療養所内の維持のためのほとんどの作業が強制労働として行われ、患者が患者を診る時代が続きました。同じ年、各県がハンセン病患者を見つけだし、強制的に入所させるという「無らい県運動」が全国的に進められました。第二次世界大戦後、基本的人権を保障した憲法が制定されても、結婚に際して断種・堕胎も数多く行われてきました。
- ・一九五三年(昭和二八)年に「らい予防法」に改正されましたが、旧法の骨子を受け継ぐもので、隔離政策は続きました。療養所以外での治療は認められず、断種も肯定されました。この法律の存在が世間のハンセン病に対する偏見や差別を一層助長したといわれ、患者さんはもとよりその家族も結婚や就職を「ばまれるなどしました。
- ・ハンセン病患者を中心とした「らい予防法」改正要求運動により、一九九六年(平成八)年、「らい予防法」は廃止され、「『らい予防法』の廃止に関する法律」が制定されました。

- ・一九九八年七月、熊本地方裁判所に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提訴され、二〇〇一年五月十一日に原告(患者・回復者)は勝訴しました。これをきっかけに、国は患者・回復者たちに謝罪し、生活医療を保障する恒久対策を確立するための協議会を設けて、患者・回復者との話し合いを行っています。
- ・このように「らい」は差別的な意味を含んで使われてきた言葉であり、それに代わって「ハンセン病」と言われるようになりました。

六十七年ぶりの卒業証書（中学生向け）

A 教材設定の理由

一九九八年七月に提訴された「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」に対し、二〇〇一年五月に熊本地方裁判所は国のハンセン病対策は違憲であったという画期的な判決を下した。それを受け、石川県でも二〇〇一年十一月にハンセン病回復者の浅井あいさんが、六十七年前に在籍していた旧石川県女子師範学校附属小学校高等科（現金沢大学教育学部附属中学校）から卒業証書を受け取るということがあった。障害を持つ人、あるいは病気を持つ苦しむ人に対して、世間はしばしば偏見を抱き差別することがある。ハンセン病はかつて「らい病」といわれ伝染性で遺伝すると信じられていたが伝染力が弱く遺伝しないことが明らかになつた。しかし政府の強制隔離政策や皮膚がただれるなどの身体の変化からハンセン病に対する偏見や差別が根強くあつた。二〇〇三年熊本でハンセン病回復者に対して温泉ホテルが宿泊を拒否するという事件が起つてゐる。浅井あいさんの経験を知ることにより、ハンセン病に対する差別や偏見について考える機会にしたい。

B 教材の解説

女子師範学校付属尋常小学校高等科の卒業証書授与は、一九三四年高等科二年で無念な退学を余儀なくされたハンセン病回復者浅井さんの社会復帰の一歩である。あいさんは国の誤った強制隔離政策によって、退学させられたことへの権利回復として卒業証書の交付を求めていた。その求めに対し学校は卒業証書を出す方向で検討し、文部科学省も認めて全国で初めての卒業証書の交付にいたつた。

「母は語りたくても語れなかつたのである。世の中はまだらいを遣伝と固く信じていた時代だつた。ゆえに母は子どもたちに余計な心配

は一切させたくない一心で一切自らの少女時代の思い出を、胸に秘めたままこの世を去つていつたのだ。」と、あいさんは回想している。明治になり、諸外国から文明国として患者を放置しているとの非難をあげると、政府は一九〇七（明治四十）年「癩予防ニ関スル件」という法律を制定し、「放浪らい」を療養所に入所させ、一般社会から隔離していく。ハンセン病の感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどないにもかかわらず、これによりハンセン病は伝染力が強いという間違つた考えが広まり、偏見を大きくなり患者の患者だけでなく家族への厳しい差別があつたからだ。

浅井あいさんの発病は、手足の指が曲がるという症状に出た。母の兄の発病では、目が見えなくなるといふ症状であつた。ハンセン病は、らい菌によつて末梢の神経が冒されるのであり、その症状は人により異なつてゐた。そのためあいさんの診断は十四歳という時期になつた。

「なあ、あい・・・」の父とあいさんとの会話は、浅井さんの著作から引用したものである。

一九二九（昭和四）年には、各県がハンセン病患者を見つけだし、強制的に入所させるという「無らい県運動」が全国的に進められた。一九三一（昭和六）年には、「癩予防法」を改正成立させ、ハンセン病絶滅という考え方のもと、終生療養所に強制隔離する政策がとられた。そのため「らい病」と世間に知れると強制的に収容されるのが普通であつた。弟のエピソードのように「らい病」という言葉が身内から出ることを母親は常に心配していたのであり、実家の悲しい思い出につながるものであつた。

当時は、有効な治療法がなく点灸治療が効果があると聞けば、わらをもつかむ思いで駆けつけたようだ。群馬県での治療の帰りも、いつ強制収容されるか分からぬという不安が常にあつた。顔を隠しながらの帰郷であった。

「あいさんがらしい病らしい」ということが世間に知れ、長姉が離縁されたり、次姉が仕事をやめさせられたりなど社会から排除されると

いう差別にあつた。自分が「らい病」患者であり、その自分が家にいることで家族が差別され排除されていくことを感じたあいさんは十五歳のとき、療養所へ自分から行こうとするのである。

一九五〇年には、浅井さんの住む療養所にも特効薬プロミンが支給され、治療が進んだ。その後飲み薬が開発され、自宅でも療養できるようになつたのだが隔離政策は変更されなかつた。一九五二年頃から回復者たちは、『らい予防法』の改正運動に取り組んだ。一九六〇年のWHOは、らい病（ハンセン病）は、隔離の必要もない病気であることを述べ、外来治療の方針を勧告していた。しかし、日本では法改正されず、隔離政策が続けられた。患者たちがハンセン病に関する正しい知識を持ち始めたのに、社会一般には知られることがなく、ハンセン病患者や家族への厳しい差別は残つたままだつた。ハンセン病は、遺伝しない、感染力も弱い、今では完治する病気だという正しい知識を両親に伝えることが、これまでの苦労を和らげ、少しでも心の安らぎを得て欲しいというあいさんの気持ちだつた。

社会の偏見と差別が続く中でも、あいさんと家族との交流は姉弟からの贈り物やあいさんの手紙などで続いていた。しかし、孫があいさんからのお礼の手紙を見つけて大勢の前で読んだため、「手紙をくれるな」という母の手紙となつた。

「私が結婚を機に戸籍をうつし対外的にはなきものとなつたので、幼いころの写真や使っていたものは一切残つていません。」と、あい

さんは語つている。一九七〇年になつてもあいさんの存在は、あいさんの姉弟が家族にもいえない秘密であることは、ハンセン病患者、家族への差別の厳しさがなんら改善されていないことを物語つている。また、二〇〇二年の帰郷においても姉弟の家への訪問は実現していないし、今現在もあいさんは実家の姓を名乗ることができない。

C 教材の使用にあたつて

浅井さんの生い立ちを、ふるさととの別離や両親との面会、姉妹との交流に絞つて本文は書かれている。それは、中学生にとって同時代の少女の身に降りかかつた過酷な運命であつた。その浅井あいさんへの共感を大切にし、ハンセン病に対する社会の厳しい差別を理解させたい。

D 参考資料

第一短歌集「白い視界」浅井あい 一九七二年出版

第二短歌集「五十年」浅井あい 一九八六年出版

第三短歌集「今日を生きる」浅井あい 一九九六年出版

アイ企画

歌集とエッセイ「心ひたすら」二〇〇一年出版 真星社

「ハンセン病問題 これまでとこれから」日本標準社

「ハンセンの詩 歌はこうして生まれた」

吉幸ゆたか かおも編 工房にんげん叢書

「『お帰りなさい』元ハンセン病歌人浅井あいさんと出会つて輝いた子どもたち」

北谷真里

「教育・共同・地域」第十一号より

写真提供

北陸中日新聞

E 展開例

教師の基本発問・助言

学習内容・支援の要領

1 導入

① 金沢出身のハンセン病回復者、浅井あいさんが六十七年ぶりに中学校の卒業証書を授与されました。あいさんの経歴を知ることにより、なぜ六十七年もたつてから卒業証書を授与されたのかを考えていきましょう。

2 展開

② 教材文「六十七年ぶりの卒業式」と資料を配布し、ハンセン病について簡単に説明する。

③ 教材文「六十七年ぶりの卒業式」を教師が範読する。

④ 考えてみよう一

母の兄がハンセン病と宣告されてから、母が兄の名前はいうまでもなく、実家のあつた町の名や、実家がどのようすに暮らしていたのかをまつたく口にしなくなつたのはどうしてだと思ひますか。

⑤ 考えてみよう二

一九七〇年、あいさんは金沢に帰りましたが、なぜ家に帰れなかつたと思ひますか。——線の部分を参考にして考えてみましょう。

⑥ 考えてみよう三

六十七年ぶりにあいさんが卒業証書を授与されたことの意味を考えてみましょう。

3 まとめ

⑦ 感想文を書いてみましょう。

① 表題を板書して、六十七年ぶりの卒業証書授与式が、社会の中でのハンセン病の置かれている立場を考える糸口になるようにしたい。

② 資料「ハンセン病について調べてみましょう」を元に、簡単に説明してほしい。

③ 特に短歌は、あいさんの気持ちになつて読む。

④ ハンセン病に対する正しい知識がなかつたことと、国の誤った隔離政策のため、ハンセン病であることを周囲から隠さないと暮らしていく社会であつたことをおさえたい。

⑤ 国の隔離政策が戦後もさらに強化されたため、患者やその家族への差別がなくならなかつた。そのため、病気が完全に治つても、家族は患者の存在を隠さなければならなかつたことを伝えたい。

⑥ あいさんにとって卒業証書授与式は、「あるさと」を取り戻すための大好きな節目になつていてることを理解させたい。ただし、あいさんは本名ではなく、今も草津の療養所で暮らしている。また現在でもハンセン病には、結婚や就職差別、宿泊拒否などさまざまな偏見や差別が根強く残っていることを伝えたい。

⑦ 感想文を読み合い、さらに深めてもよい。